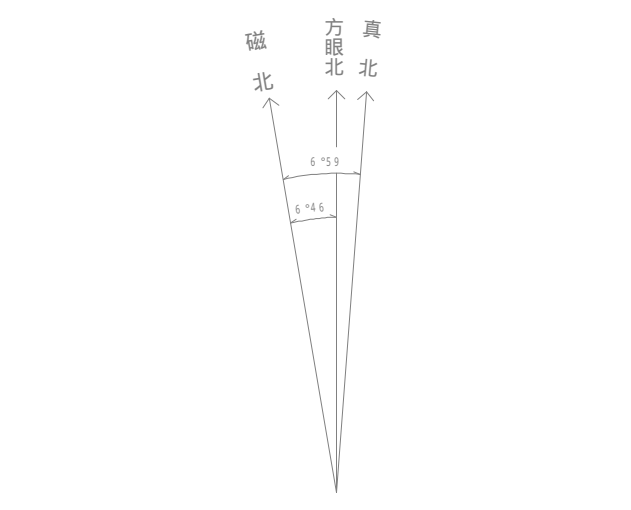
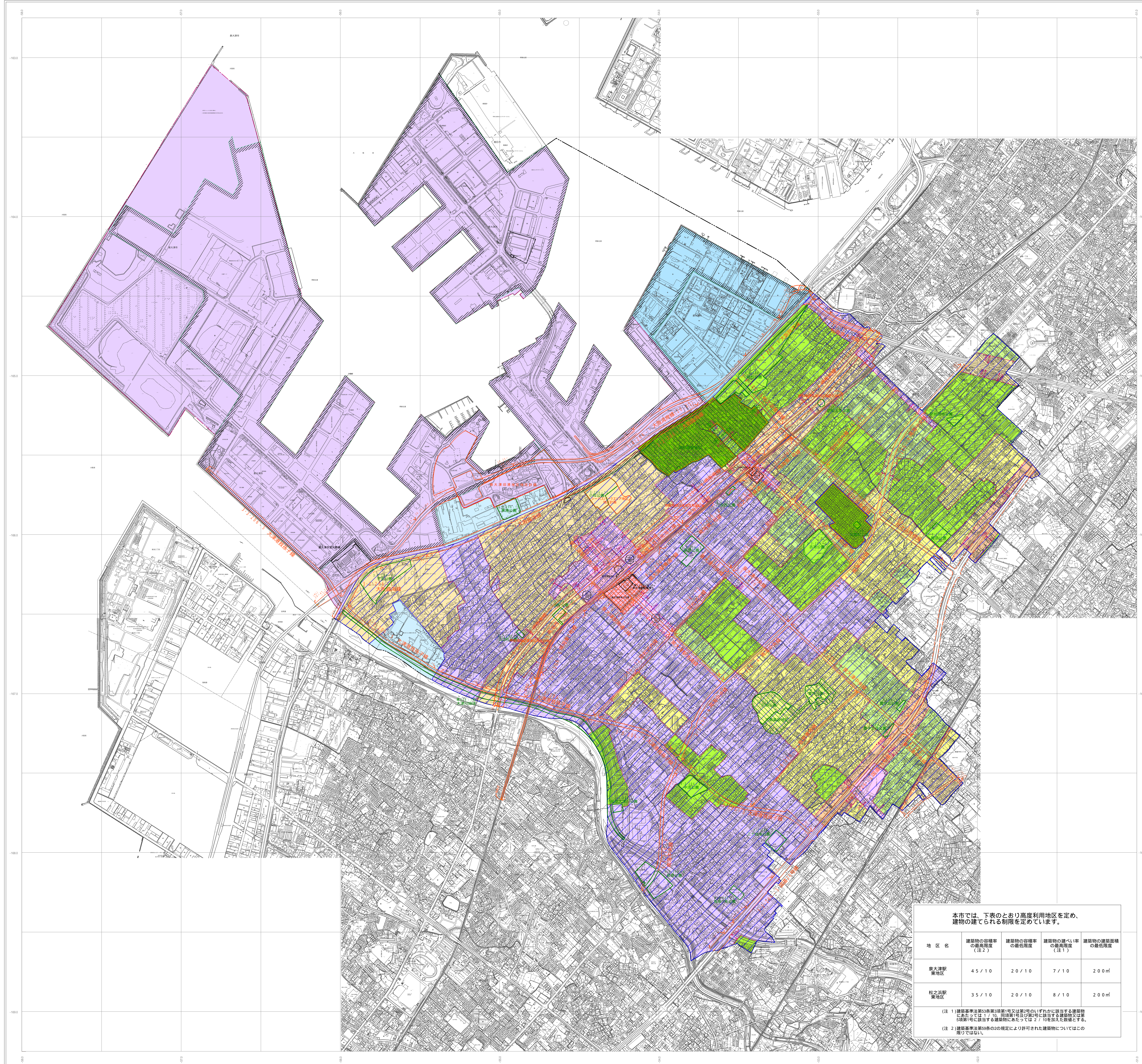


南部大阪都市計画図：泉大津市

令和六年四月更新



記号

- 都市計画区域境界線
- 用途地域境界線
- 外壁後退 1 m
- 第1種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 高度利用地区
- 防火地域
- 準防火地域
- 風致地区
- 臨港地区
- 都市計画道路
- 都市計画公園
- 地区計画
- その他の都市計画施設

本市では、下表のとおり高度利用地区を定め、建物の建てられる制限を定めています。

地区名	建物の容積率の最高限度(注2)	建物の容積率の最低限度	建物の高さの最大高さ(注1)	建物の建築面積の最高限度
泉大津駅前地区	45/10	20/10	7/10	200㎡
泉大津駅前地区	35/10	20/10	8/10	200㎡

(注1) 建築基準法第52条第1項の規定により許可された建築物についてはこの限りではない。
 (注2) 建築基準法第56条第1項の規定により許可された建築物についてはこの限りではない。

凡例

記号	説明	建ぺい率 容積率
---	都市計画区域境界線	
---	用途地域境界線	
---	外壁後退 1 m	
■	第1種低層住居専用地域	100/100
■	第1種中高層住居専用地域	80/100
■	第2種中高層住居専用地域	80/200
■	第1種住居地域	80/100
■	第2種住居地域	80/200
■	準住居地域	80/200
■	近隣商業地域	80/100
■	商業地域	80/200
■	準工業地域	80/200
■	工業地域	80/100
■	工業専用地域	80/200
■	高度利用地区	
■	防火地域	
■	準防火地域	
■	風致地区	
■	臨港地区	
---	都市計画道路	
---	都市計画公園	
---	地区計画	
---	その他の都市計画施設	

泉大津市都市計画部
 都市計画課
 〒599-8501 大阪府泉大津市
 電話 06-6462-2111
 ファクス 06-6462-2112
 泉大津市都市計画部
 〒599-8501 大阪府泉大津市
 電話 06-6462-2111
 ファクス 06-6462-2112

1:10,000
 0 100 500 1000m

設計者 泉大津市
 株式会社かんこう
 〒599-8501 大阪府泉大津市
 電話 06-6462-2111
 ファクス 06-6462-2112